

25. 防災業務および業務委託等による 国土交通省所属無線設備の取扱要領

平成 9 年 9 月 24 日
建 近 達 第 6 号

防災業務および業務委託等による 国土交通省所属無線設備の取扱要領

(目 的)

第1条

本要領は、国土交通省近畿地方整備局（以下「当局」という。）が行う河川又は道路における防災業務関係者並びに維持及び修繕業務等の受託者（以下「受託者等」という。）が当局所属の陸上移動局、携帯局及び無線標定移動局の無線設備（以下「無線設備」という。）を取扱って通信を行う場合において、必要な取扱い上の項目を定めることを目的とする。

(通信の統制)

第2条

通信の統制は、常に統制を行う必要がある無線局に選任された当局の無線従事者が行う。

(操 作 員)

第3条

受託者等は、無線設備を取扱うに十分な知識と能力を有する者（以下「操作員」という。）を定め、書面によりその氏名を当局に通知しなければならない。

(無線局運用証明書)

第4条

操作員は、無線設備の運用を行う場合、別に発給する「無線局運用証明書」を常に携帯していなければならない。

(無線設備の引渡し)

第5条

操作員は、無線設備の引渡しの際は、操作員自らが立会い、当局の無線従事者から当該無線設備の機能、性能その他取扱い上の注意事項について確認を受けたうえ、引渡しを受けなければならない。また、無線設備の返納に際しては当該無線従事者に立会いを求め、引渡し時と変更がないか確認を受けた後に返納しなければならない。

(通信事項及び通信の相手方)

第6条

無線設備を使用して行う通信及び通信の相手方は特別な場合（人命、財産の保護のため緊急を要する通信を行う場合）を除き、次に掲げる事項とし、

他の目的に使用してはならない。

一 通信事項（通信内容）は、当局が行う水防及び道路業務に関する通信とする。

二 通信の相手方は当局所属の無線局とする。

（移動の範囲）

第7条

無線設備の移動範囲は、特別な場合（第6条に同じ）を除き、その無線局の定められた移動の範囲内でなければならない。

（無線設備の操作範囲）

第8条

操作員の操作の範囲は、通信操作のみとし、電波の質、空中線電力等に影響を与える技術操作は行ってはならない。

（秘密の保護）

第9条

特定の相手方に対して行われる通信を傍受して、第三者に対し内容を漏らしたり窃用してはならない。

（無線設備の管理）

第10条

無線設備の管理は取扱期間中次に掲げる事項による。

一 無線設備は、丁重に取扱い防湿、防塵及び防振に配慮し、常に善良なる管理を行わなければならない。

二 無線設備に障害が発生した場合、あるいは調整の必要があると認めた場合は速やかに使用を停止し、当該無線局を管理する基地局等の無線従事者に連絡しその指示を受けなければならない。

（無線設備の検査及び点検）

第11条

操作員は、当該無線局の検査その他無線従事者が行う点検等に際しては、その使用を一時停止してこれに応じなければならない。

（取扱要領外の事項）

第12条

この取扱要領に定めのない事項又はこの取扱要領について疑義が生じた事項については、必要に応じて無線従事者に協議するものとする。

平成 年 月 日

近畿地方整備局

○ ○ ○ ○事務所長 殿

受注者住所
氏名

⑩

通信取扱い責任者届
作業名
上記作業の通信取扱い責任者を下記の者に定めたので届けます。

記

通信取扱

責任者